

2019年1月21日

有限会社橋本電設 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年2月1日 ～ 2023年1月31日までの4年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業給付など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 2019年3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 2019年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：2020年度以降に、時間単位の年次有給休暇制度を導入する。

<対策>

- 2019年2月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 2020年度～ 制度の導入、書面と面談による社員への周知